

シスメックス女子陸上競技部 後援会入会のご案内



切り取り

切り取り

【入会申込書】

私は後援会会則に同意し、本会に入会することを希望します。

なお、会費については_ _口に相当する金額を指定振込先に振込します。

下記のメールアドレスに振込先をご連絡ください。

申込年月日 : 年 月 日

ご住所 〒

メールアドレス :

お名前 : 印

※個人情報につきましては後援会の運営に使用し、その保護に万全を期するように努めます。

事務局欄

入金	グッズ	会費	メールリスト	名簿

入会希望の方は、本紙右欄の入会申込書に必要事項を記入し、FAX、郵送またはeメールで送付下さい。

郵送先：〒651-0073

神戸市中央区脇浜海岸通り1-5-1

シスメックス株式会社 総務部(女子陸上競技部担当者) 宛

FAX : 078-265-0524

eメール : SCP-Koenkai-Jimu@sysmex.co.jp

■入会特典

- ・大会情報・レース結果をメールにて配信

■年会費

一口 2,000円(税込:一口以上、一口単位)

※右欄の入会申込書に記入されたメールアドレスに年間費の振込先を連絡致します。

振込手数料は振込者の負担で振込頂きますようお願いいたします。

■陸上競技部の活動や後援会の詳細はメール等でご案内致します。

シスメックス女子陸上競技部後援会 会則

(名 称)

第1条 この会は、シスメックス女子陸上競技部後援会(以下「本会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本会は自主的に応援活動を行い、シスメックス女子陸上競技部(以下「SWTFT」という)の選手が活躍出来るよう支援することを目的とする。

(活 動)

第3条 前条の目的を達成するための活動範囲は以下の通りである。

- (1) 応援活動(応援企画、実施)
- (2) SWTFTの活動に関する会員への広報
- (3) 各事業所、支店・営業所など拠点での応援支援
- (4) 会員に対しての活動予定・結果などの情報公開
- (5) 報告会、壮行会などの企画・運営
- (6) 当社グループ会社への賛助金の依頼

(会員資格)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国内シスメックスグループ(以下「当社」という)の役員、社員、パートおよび嘱託のうち、本件に入会した者
- (2) 当社に役員、社員、パートおよび嘱託として在籍経験のある者(以下「OB」という)のうち本会に入会した者

(入 会)

第5条 随時入会申込書を事務局へ提出する。

事務局は入会申込書受領月の第5営業日までに、入会完了メールを送信する。

(退 会)

第6条 翌年度の自動更新を希望しない場合は、3月末日までに事務局まで申し出て手続きを行う。但し退職される場合はこの限りではない。

(会員資格)

第7条 退会の申し出がない限り会員資格は毎年自動更新する。ただし、本会則に違反した会員は、理事会で審査の上資格を喪失する場合がある。

(個人情報保護)

第8条 本会へ提供された会員の個人情報は事務局にて厳格に管理し、本会運営以外の目的に使用することを禁止する。

(会 費)

第9条 会員は下記の通り年会費を納入する。

- (1) 年会費は以下のとおりである。
役員 一口2,000円、従業員 2,000円
但し、年会費の対象期間は4月1日より翌年3月31日までとする。
- (2) 納入方法は別途入会申込書の記載に従う。
- (3) 納入された会費は、理由の如何に問わらず返還しない。
- (4) 納入された会費および会員ごとの納入状況は事務局にて厳格に管理し、適切な対応を行う。

(特 典)

第10条 会員は別途定める特典を受けることができる。

(役 員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名、副会長・理事 若干名、監事 2名
- (1) 役員の任期は2年とする。但し再任することを妨げない。
- (2) 新役員は現役員の推薦の下、理事会の承認をもって、理事に就任する。

(役員の任務)

第12条 役員のそれぞれの任務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、活動を総括し大会や親睦活動を把握する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、会の会計及び運営を監査する。

(理事会)

第13条 本会に理事会を設置し、次の議案が生じた場合は会長が召集しこれを決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 年次活動報告・会計報告の承認
- (3) 年次活動計画、予算の承認
- (4) その他、本会の運営に関する重要事項

理事会で決議された事項は速やかに会員へ公示する。

(サポートリーダー)

第14条 理事会は適宜後援会会員よりサポートリーダーを選任し、本会の運営を委託することができる。サポートリーダーは善良なる管理者の注意義務をもって、本会を運営する。ただし運営に関する議決権は理事会に属するものとする。

(経 費)

第15条 本会の運営に関する経費は、会費および賛助金の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第16条 本会における会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日とする。

(会計監査)

第17条 会計監査は毎年1回監事が行う。監事は会計監査の結果を理事会に報告する。

(本会事務所の所在地)

第18条 本会の事務所は当社・本社地区に置く。

(本会事務局)

第19条 本会の事務局は当社・本社地区、東日本地区、西日本地区に設置する。

附則

この会則は、2009年4月1日から有効とする。

制定日: 2007年4月1日

改定日: 2016年6月27日